

# PCB廃棄物の経緯①

1954年(昭和29年) PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

1968年(昭和43年) カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)

1972年(昭和47年) 行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

11,000台が紛失  
(平成10年  
厚生省調査)

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗(39戦39敗)

2001(平成13年) スtockホルム条約(POPs条約)の採択

PCB廃棄物特別措置法の制定(当初の処理期限は平成28年7月)

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、  
「化学処理」による処理施設の整備に着手

2003年(H15) PCB廃棄物処理基本計画の策定

2004年(H16) 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の発足(環境事業団から引継ぎ)

# PCB廃棄物の経緯②

## トランス類・コンデンサ類

2004年 (H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年 (H17)	JESCO豊田事業所、 東京事業所の操業開始
2006年 (H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年 (H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

## 安定器等・汚染物

2009年 (H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融 炉操業開始
2013年 (H25)	JESCO北海道事業所のプラズマ溶融 炉操業開始

2011年(H23)	PCB特措置法施行10年を経過したのを契機に環境省が検討委員会を設け、法の施行状況等を検討
2012年(H24)	政令を改正し、処理期限を延長 <b>(平成28年7月→平成39年3月)</b>
2014年(H26)	PCB廃棄物処理基本計画の変更 <b>(エリアごとに計画的処理完了期限を設定)</b> 日本環境安全事業株式会社法の改正(中間貯蔵事業の開始) 社名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)」と変更
2016年(H28)	PCB廃棄物特別措置法の改正 <b>(平成28年5月2日公布、8月1日施行)</b> PCB廃棄物処理基本計画の変更 <b>(平成28年7月26日)</b>
2019年(R1)	無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大 <b>(令和元年12月20日)</b> PCB廃棄物処理基本計画の変更 <b>(令和元年12月20日)</b>